



2022年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号:6335 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理本部長 中野 実
(TEL 03-3451-8591)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年6月28日開催予定の第165回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 定款変更の目的

①「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

②事業環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆さまからの信任の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。併せて、その他の所要の変更を行うものであります。

- (1)当社定款の他の条文との平仄を合わせるため、当社定款第12条(招集)の文言を変更するものであります。
- (2)当社定款第21条(取締役の任期)に定める取締役の任期を2年から1年に短縮し、任期調整に関する記載を削除するものであります。また、現任取締役の任期を明確にするため、附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定） 2022年6月28日（火曜日）

定款変更の効力発生日（予定） 2022年6月28日（火曜日）

以 上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合随時これを招集する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合随時これを招集する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>附則 (本則第15条の変更に係る効力発生日) 第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(本則第21条の変更に係る現任取締役の任期) 第2条 定款第21条の規定にかかわらず、2021年6月28日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、2023年開催の定時株主総会終結の時までとする。 <u>本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>